

## 提言書に対する修正提案

提案者	伊集委員
修正箇所	3. 附帯意見 (5) 抜本的な歳入確保・歳出削減策の検討
修正前	「中期財政見通し（平成 28 年度から平成 33 年度）」及び「行財政改革アクションプラン」が算出結果どおりに実施されたとしても、約 7.5 億円の財源不足が生じる。超過課税はあくまでも時限的な措置であり、この財源不足を恒久的に超過課税によって補てんするのは好ましいことではない。このため、6 年間で抜本的な歳入確保・歳出削減策について、さらに検討することを要望する。
修正案	超過課税はあくまでも時限的な措置であり、適用期間の終了にともなう財源確保のあり方について検討を進める必要がある。
修正理由	超過課税を固定的に運用することは問題があるため、しっかりと見直しが行われることが求められる。ただし、その方向性は必ずしも超過課税の廃止だけではなく、超過税率の引下げ・引上げ、他の税目との組み合わせ、料金の見直し、収入増加につながる地域活性化等の施策、住民向け・観光客向けサービス等における歳出削減など多岐にわたるはずであり、ここで超過課税を継続することは望ましくない、あるいは廃止すべきであるという一定の方向性を示す必要はないと考えられる。